

高知県幼保団体等研修推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県幼保団体等研修推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、認定こども園の設置促進並びに保育士及び幼稚園教員等の資質の向上のため、全県下的に活動する県内幼保団体及び市町村(以下「補助対象事業者」という。)が、次の各号に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)を実施する場合に要する経費に対して、予算の範囲内で補助し、もって子どもを安心して育てることができる環境を整備する。

- (1) 幼保団体研修等推進事業
- (2) 認定こども園等研修推進事業

(事業内容、補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、又は交付決定の変更をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団

の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更(中止又は廃止を含む。)しようとするときは、事前に補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を提出し、教育長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならない。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、第5条の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等、県の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(概算請求)

第7条 補助金は、教育長が補助事業の円滑な実施を図るため必要があると判断した場合は、概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定により、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式の請求書に概算払いを必要とする理由を明らかにした書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書(別記第4号様式)を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3

月31日のいずれか早い期日までに教育長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに消費税仕入控除税額等報告書(別記第5号様式)により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 教育長は、前条の事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。
- (3) 補助事業者が第5条各号に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 第6条の規定に違反したとき。
- (5) 第8条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(報告等)

第11条 教育長は、必要がある場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第3号、第10条、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日の前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助対象者	事業内容	研修の対象者	補助対象経費	補助金額 又は補助率	
(1) 幼保団体 研修等推進 事業	全県下的に 活動する県 内保育関係 団体	保育・教育の質 の向上のため の研修	(ア) 保育所（認可 ・認可外）に勤務す る保育士及び保育 所等で就労してい ない保育士 (イ) 保育所（認可 ・認可外）に勤務す る保育士以外（看護 師、調理員、事務職 員など）の職員 (ウ) 認定こども園 ・幼稚園・保育所の 教職員等	【(1)(2)共通】 左記の事業を実施 する場合に必要な 報償費、旅費、需 用費（消耗品費、 印刷製本費等）、 役務費（通信運搬 費等）、使用料及 び賃借料 【(2)のみ】 左記の研修（市町 村が必要と認める 研修に限る。）参 加のための職員の 代替に伴う賃金、 研修参加費	定額	ただし、 (ウ)に おいて は、研修 参加教職 員1人当 たり 6,250円 以内とす る。
	全県下的に 活動する県 内幼稚園団 体	教育の質の向 上のために実 施する次の研 修 ① 認定こども 園における研 修 ② 幼稚園・保育 所の教職員の 合同研修 ③ 幼稚園と保 育所等の連携 に係る研修	認定こども園・幼稚 園・保育所の教職員 等			
(2) 認定こども園等研修 推進事業	市町村				補助率 1/2以内	